



成年後見センター もりおか通信

—成年後見の利用を多くの人に—

第35号

2026年7月31日
発行



〒020-0022盛岡市大通1丁目1番16号(岩手教育会館2階)

認定特定非営利活動法人(認定日付・番号：平成24年12月25日岩手県指令N文第291号)

成年後見センターもりおか 電話019(626)6112 / FAX019(656)0612 発行人：理事長 石橋乙秀

2026 年度に当たって

理事長 石 橋 乙 秀

今年度は、役員の改選時期であり、理事及び監事が少し変わり、委託を受けている盛岡広域成年後見センターのセンター長及び副センター長も変わり、体制が少し変わりました。これからも当事者本人のために頑張っていきたいと思います。今年は、出前講座をより積極的に進めていきたいと考えています。

ところで、成年後見に関する今年のトピックはなんと言っても、民法改正による成年後見制度の改正と社会福祉法等の改正です。いずれも国会で可決され、2028年12月までには法が施行されます。成年後見制度の改正は、本人の権利を過剰に制限してきたという国連の指摘も踏まえ、原則として制度利用に当たっては本人の同意を必要とし、現在の後見類型の一つである補助に一本化し補助人の権限を必要なものに絞っていくことになりました。そして、補助人が権限を行使する必要がなくなったときは、補助を取り消せるとしたのです。マスコミでは、後見は一度利用したら一生止めることができないという利用者の不満に応えたと評価しているようですが、止めたあと誰がどのように本人を支えていくのかははっきりしていません。改正の趣旨は、本人の人権を制限しないで本人を支援することですが、本人の人権がほんとうに守れるのかは疑問です。今回の改正の背後には、後見人のなり手不足、後見人への報酬助成制度の大きな財政負担への対策があると思います。これまでの後見制度利用促進から真に後見制度が必要な人に対象を絞っていくのだと思います。

それでは、補助が取り消された人、これまで後見制度の対象となっていた人はどうなるのかということですが、社会福祉法の改正により、これまでの日常生活自立支援事業(以下日自)の範囲を広げ、日常生活の支援として金銭管理(書類預りを含む)、福祉サービス等の利用に関する支援(手続支援)、定期的な生活変化の察知、入院・入所等の円滑な手続支援(入退院の付添、入退院時の支払代行)、死後事務の支援(葬儀、納骨、家財処分の手続支援)を社会福祉法人等が行うことができるようにしました。これらの大部分はこれまで成年後見制度が担う業務です。後見制度の改正と社会福祉法の改正は、車の両輪になっていますが、現在の日自は、人手不足及び財政難で現場は疲弊している状態であり、ましてや、新たな日自は身寄りのない高齢者、家族がいない生活困窮者も対象としており、多額の資金、多くの人員及び専門的知識を持った人員をあてないと成り立ちません。マスコミは、今回の社会福祉法の改正は、身寄りのない高齢者のための改正であるとして評価しているようですが、判断能力が不十分な人についての成年後見制度改正との関連性を考える視点が全く抜け落ちています。これからは、成年後見制度と社会福祉法の改正にもとづく政令等の改正及び運用等がどうなっていくのか注視しなければならないのですが、私は、判断能力の不十分な人、特に精神障害者や知的障害者が取り残されていくのではないかと大きな危惧を抱いています。

第18回通常総会を開催

2026（令和8）年5月23日（土）、第18回通常総会を開催しました。当日は、正会員29名のうち28名（ご本人16名、委任状12名）の皆さまにご出席をいただき、総会を開くことができました。

総会では、2025（令和7）年度の事業実績や決算報告、そして2026（令和8）年度の事業計画と活動予算についてご審議いただき、すべて承認されました。

また、任期（2年）満了に伴い理事・監事が選任され、理事7名、監事2名の体制となりました。成年後見制度のしくみが変わろうとしています。今後制度が変わることがあってもご本人の気持ちに寄り添う活動を大切に、組織、事業運営をしてまいります。

理事（7名）

石橋 乙秀	高橋 安夫
佐々木 敦史	阿部 孝司
熊谷 聡美	齋藤 文憲
土居 るり子	

監事（2名）

齊藤 芳弘	波岡 茂正
-------	-------



議長 工藤 宏行 氏



石橋乙秀 理事長



波岡 茂正 監事



加藤 義男 監事

2025(令和7)年度の活動を振り返って

1 成年後見業務

知的障がいのある方が親亡き後も安心して暮らし続けられるよう当センター自らが、先駆的に後見人を引受ける支援活動を始めて17年が経過しました。

2025年度には、高齢により後見業務の継続が難しくなった親族後見人から、1名の後見業務を引き継ぎ、受任した方は33名となりました。このところ同様に親の高齢化を理由として後見の継続が困難となるケースが増えており、当法人へ後任となる者に関する相談が寄せられる機会も多くなって

います。

現在後見人を引受けしている方々の多くは、親族がすでになく、グループホームや障害者支援施設等で自立した生活を送っています。そのため、病氣や孤立して不安を抱え生活していないか、日常の見守りが何より重要です。

私たちは、ご本人への定期的な訪問や面接を重ね、施設職員等の皆様とも連携しながら、健康状態や生活状況を丁寧に把握してきました。そしてご本人の思いと希望に耳を傾け、一人ひとりの暮らしを守ることを大切に、支援に取り組みしました。

受任者総数	うち後見	うち保佐	うち補助	後見終了	現在受任者数
33名	23名	9名	1名	6名	27名

2 盛岡広域成年後見センター運営業務

判断能力が不十分な高齢者や障がい者の成年後見制度利用に関する相談窓口として、盛岡市・滝沢市・雫石町・紫波町・矢巾町・岩手町が共同で設置したセンターの運営業務を、2025年度（6年目）も引き続き受託しました。これまでに蓄積してきた知識・経験、そして関係機関とのネットワークを積極的に活かし、「利用しやすく、利用してよかった」と実感していただけるよう事業を推進して参りました。

近年、制度の担い手である後見人が不足する中、市民後見人への期待が高まっています。そのため、市民後見人の養成および活動支援に力を注ぎました。

・**広報・啓発活動** 身近な地域での制度講演会に加え、施設入居者や家族会など小規模単位での出前講座を積極的に開催し、制度利用を必要とする方々

の理解促進に取り組みました。

・**相談業務** 電話相談や事務所での対面相談に加え、身近な施設等への訪問相談の機会を積極的に設け、相談しやすい環境づくりに努めました。

・**利用促進・市民後見人支援** 市民後見人養成講座、フォローアップ研修、定期研修を例年どおり実施しました。また、市民後見人の活動支援として情報交換会やチーム支援会議を開催しました。さらに、制度の現状や課題解決に向け、専門職等との意見交換会も実施しました。

・**地域連携ネットワーク構築** 成年後見制度に関する地域の多様な課題を解決していく仕組みづくりを進めるため、21の機関・団体との情報共有を目的としたネットワーク会議を開催しました。加えて、高齢者福祉・障がい者福祉分野の実務者レベルのネットワーク会議も開催し、連携による情報共有の実効性を高めました。

2025 年度 成年後見相談件数：595 件

相談形態				相談対象者			
電話	来所	訪問	その他	高齢者	知的障害者	精神障害者	その他
389	167	28	11	418	71	66	40

市民後見人の活動状況(3月31日現在)

受任者数	現在活動中者数
58名	36名

◆特定非営利活動事業に係る貸借対照表及び活動計算書

2025年度会計貸借対照表

2026年3月31日 現在

科 目 ・ 摘 要	金 額 (単位：円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現 金			
普通預金			
東北銀行	800,581		
岩手銀行	267,678		
通常貯金	9,664,937		
郵便振替貯金	349,162		
未 収 金	1,837,298		
立 替 金			
流動資産合計		12,919,656	
2 固定資産			
土 地			
建 物			
車両運搬具			
什器備品	102,704		
経営安定化積立金	3,000,000		
固定資産合計		3,102,704	
資産合計			16,022,360
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金	1,638,247		
未 払 消 費 税	753,400		
未 払 法 人 税	72,000		
前 受 金	0		
預 り 金	37,938		
流動負債合計		2,501,585	
2 固定負債			
負債合計			2,501,585
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		14,421,606	
当期正味財産増加額		△ 900,831	
正味財産合計			13,520,775
負債及び正味財産合計			16,022,360

2025年度会計活動計算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

科 目	2025 年度活動計算書 (円)				2025 年度 予 算
	一般会計 (A)	後見事業会計 (B)	受託事業会計 (C)	総 合 (A+B+C)	
I 経常収益					
1 受取会費					
正会員会費	150,000			150,000	150,000
賛助会員会費	336,000			336,000	400,000
2 受取寄付金					
受取寄付金	114,000			114,000	300,000
3 受取助成金					
受取助成金				0	
4 受託料			23,243,000	23,243,000	24,519,000
5 成年後見事業収益		6,955,000		6,955,000	6,392,000
事務遂行料					
6 受取利息	6,643	1,371	7,456	15,470	
7 雑収益					
8 経理区分間雑収益				0	
経常収益 計	606,643	6,956,371	23,250,456	30,813,470	31,761,000
II 経常費用					
1 事業費					
(1)人件費			14,093,786	14,093,786	14,000,000
給料手当			1,773,874	1,773,874	1,900,000
法定福利費			21,128	118,171	122,000
福利厚生費	0	97,043			
人件費 計	0	97,043	15,888,788	15,985,831	16,022,000
(2)その他経費					
報 酬	472,200	1,681,800		2,154,000	2,400,000
諸謝金		42,130	1,042,070	1,084,200	1,144,200
印刷製本費	12,078	1,342	194,535	207,955	203,700
会議費				0	1,500
旅費交通費	219,532	2,084,550	222,423	2,526,505	2,535,000
通信運搬費	9,480	178,851	365,288	553,619	942,900
備品費					
消耗品費	30,177	520,804	655,174	1,206,155	1,015,835
修繕費				0	
水道光熱費	27,824	250,404	649,193	927,421	1,214,200
家賃	75,240	677,160	1,755,600	2,508,000	2,508,600
賃借料		19,800		19,800	19,800
保険料		473,060		473,788	450,000
諸会費	20,000			20,000	20,000
租税公課		341,700	1,056,500	1,398,200	1,434,500
研修費					32,000
図書研究費		10,480		10,480	11,000
支払手数料	203	3,492	52,205	55,900	45,500
使用料	9,010	103,107	949,953	1,062,070	1,384,635
リース料	3,848	34,608	411,774	450,230	489,000
減価償却費	103,320	38,268		141,588	107,500
雑費	0			86,750	2,000
経理区分間費用	0			0	
その他経費 計	983,052	6,548,306	7,360,303	14,891,661	15,961,870
事業費 計	983,052	6,645,349	23,249,091	30,877,492	31,983,870
2 管理費					
印刷製本費	129,760			129,760	100,000
会議費	2,251			2,251	2,500
広告費	298,650			298,650	300,000
旅費交通費	136,340			136,340	150,000
通信運搬費	123,007			123,007	120,000
消耗品費					1,000
交際費	11,620			11,620	30,000
租税公課					
支払手数料	146				
使用料	49,060			49,060	50,000
振替手数料	13,975			13,975	16,000
雑 費					
管理費 計	764,809			764,809	769,500
経常経費 計	1,747,861	6,645,349	23,249,091	31,642,301	32,753,370
当期経常増減額	△ 1,141,218	311,022	1,365	△ 828,831	△ 992,370
III 経常外収益					
IV 経常外費用					
経理区分振替額					
税引前当期正味財産増減額	△ 1,141,218	311,022	1,365	△ 828,831	△ 992,370
法人税、住民税及び事業税	0	72,000		72,000	72,000
当期正味財産増減額	△ 1,141,218	239,022	1,365	△ 900,831	△ 1,064,370
前期繰越正味財産額	15,994,248	△ 1,490,193	△ 82,449	14,421,606	14,421,606
次期繰越正味財産額	14,853,030	△ 1,251,171	△ 81,084	13,520,775	13,357,236



第1回研修会 『障害者福祉の歴史・現状等を学ぶ』

岩手県福祉基金助成金を活用した第1回支援スタッフ研修会を6月30日に開催しました。障害のある当事者の福祉における社会課題をよく知るには、障害者制度がたどって来た歴史を学ぶことが有意義と考えて企画した研修会です。

「障害者制度・歴史・課題」をテーマとして講師には細田重憲氏をお招きしました。市民後見人も含め20名の参加がありました。

（障害福祉制度の歴史を眺める）

戦後、福祉三法（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法）が制定され、障害者への福祉は、まず身体障害、その後精神障害、知的障害も対象とされた。教育では、盲・聾学校在1948年に義務化されたが、障害児の就学義務化は1979年。1981年の国際障害者年から「完全参加と平等」「ノーマライゼーション」理念が広まり、障害の有無にかかわらず、地域でその人らしく暮らせることが重視されるようになった。1980年代、障害は個人の疾病や機能障害による社会的不利とされたが、2000年代には、社会の構造や環境によって生じるものと捉え方が変化した。

（近年の出来事から）

2016年施行の障害者差別解消法で、障害者に合理的配慮をしないことは「差別」と規定され、個別の状況に応じた社会的な壁をなくすための措置が、障害のある本人からの申し出により、事業者等に過度の負担を課さない範囲で行われるようになった。障害のある方のできることを調整しながら共に探るとともに、多数の障害者が経験するであろう社会的障壁を前もって取り除く「事前的環境整備」も重要であ



細田 重憲 先生

- 社会福祉法人岩手更生会業務執行理事
- NPO 法人いわてソーシャルサポートセンター理事長
- 障害のある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会会長
- 盛岡市社会福祉審議会委員・障害者専門分科会長

る、と語る。

（障害者の住む・暮らす・働く）

障害者の「住む・暮らす」と「働く」に関して、入所型施設からグループホーム(GH)など地域での自立した生活への移行が進む一方、世話人の高齢化、GH用の建物確保や人材確保の困難、障害の重い生活介護利用者への対応の難しさ等の課題がある。

一生モノの働く力（技術）をつけたいとの想いで就労移行支援事業を行うも、利用希望者が少なく、A型事業所は利益を上げないと行政からの報酬は低く、経営は厳しい現状がある、と課題も示されていた。

講演後の質疑応答では、障害者に対する合理的配慮において、本人の権利擁護よりも安全確保を優先せざるを得ないという支援者の葛藤、運営母体の理念やポリシーの重要性に言及され、「他の者との平等を基礎として」を土台に、障害者福祉を考えていきたいと語り、終了した。

参加者は障害を理由とする差別の実相や支援の有り様等を学ぶ貴重な研修会となった。

（支援員 野口恭子）

私と成年後見センターもりおか

2007（平成19）年前後と記憶していますが、岩手大学教育学部の教室を会場に、定期的に「親亡き後、子どもたちが安心して暮らせる社会づくり」を主なテーマに勉強会が持たれていました。メンバーは知的な障害をもつ子の親御さん達に加えて、加藤岩手大学教授、石橋弁護士等。私にも声をかけて下さり参加させていただきました。

勉強会を重ねる中、当面当てになるのは成年後見制度ではないかとの結論に達し、早速、成年後見人活動をするNPO法人を立ち上げることとなり、準備に着手しました。

メンバーそれぞれで役割を分担、私の役割は事業資金計画の立案とされました。企画立案書の作成に当たり私は皆さんに問いました。「事業運営の主な資金となる後見料は幾らにしたらいいだろう、高ければ被後見人の負担になるし、低ければ事業が成り立たない」。皆さんと共に頭を抱えてしまいました。すると石橋弁護士が一発、「後見報酬額は後見人が勝手に決められません、後見報酬額は裁判所が決めることです」と。以上のごとく、成年後見制度につ

いての知識も不十分なまま船出した「NPO法人成年後見センターもりおか」でした。法人の理事長を引き受けてくださった石橋弁護士の助力で岩手教育会館の一室に事務所を置き、成年後見制度の勉強を重ねつつ、制度の普及、電話・来所の相談事業が始められました。私も相談員の一人として、交代で事務所に控え電話・来所相談、支援学校PTAや各親の会総会等へ訪問してのアピールを担ってきました。徐々に相談も増し、裁判所からの「法人」後見人審判件数も増加しました、並行して仲間の支援員の数も増えました。そうした流れの中、盛岡市長との面談も行われ、近隣市町から成年後見センター事業の業務委託も受諾することとなり、今日に至っています。

この度、理事退任に伴い法人後見部支援員及びセンター非常勤職員を退任、退職させていただきます。支援員、職員の更なるご活躍を期待し、また支援者の皆様の変わらぬお支えを心からお願い申し上げます。

（監事 齊藤芳弘）

ご支援ありがとうございました

2025 年度中に寄付金・賛助会費を
いただいた皆さま

ご支援をいただいた皆さま〔五十音順〕(敬称略)

赤澤 真一	菊池 陽子	佐藤 洋子	網取 猛	八重樫信子	法人会員
阿部 明典	桐明 瑞穂	佐藤 賢悦	土居 和喜	矢羽々恵子	株式会社アイピーシー岩手放送
阿部 栄一	久慈林榮次	澤田 真子	中川 久功	山内 和子	岩手県高等学校教職員組合
阿部 勝子	工藤 努	柴田 裕幸	中川由美子	山内 敏夫	社会福祉法人岩手更生会 緑生園
阿部 武美	工藤 房夫	新堀 裕二	中村 健人	油井由起子	岩手トヨペット株式会社
阿部 靖子	工藤 雅夫	菅原 栄造	畠山 将樹	吉川 達男	エクナ株式会社
石川 民平	工藤由美子	鈴木 昭	畑中 裕子	吉田 和弘	株式会社エヌティーコンサルタント
石橋 和子	工藤ワカ子	外崎 英子	花松 行雄	吉田美智子	株式会社木津屋本店
一井 憲一	熊谷 和子	外崎 菊敏	原田 信子	米澤由紀子	株式会社久慈設計
一条 邦夫	熊谷 聡美	高瀬 直子	晴山 キミ		自治労岩手県本部
伊藤 裕子	熊谷 太	高橋 縁	平野 律子		消費者信用生活協同組合
内館 満子	事崎 訓子	高橋 享孝	藤井 永子		株式会社杜陵印刷
及川 修子	小松 晃	高橋 フサ	船越 慈		日本労働組合総連合会岩手県連合会
大沢 英夫	齊藤 一子	高橋 友三	米田 美里		ネットトヨタ岩手株式会社
小笠原吉男	齋藤 真也	瀧野 常貴	松草 輝子		株式会社平金商店
小川総一郎	佐久山 衛	田中美智子	三浦 敏子		株式会社盛岡総合ビルメンテナンス
柏木 牧子	笹木 正	玉山 保子	三島 勲		森永乳業株式会社盛岡工場
鎌田 正久	佐々木裕子	千葉 茂	本 美千子		株式会社吉田測量設計
鎌田やえ子	佐藤 篤志	千葉 紀穂	森田 友明		
菊池 潤	佐藤 文円	千葉マリ子	八重樫佳子		

賛助会員・寄付者を募集しています

私たち法人は、社会貢献活動としてのべ33人の方の成年後見人を引き受けました。

2020年4月から、広域センター事業を受託し、成年後見制度が広く活用されるよう普及や相談・申立支援などを行っています。成年後見制度を利用してよかったと実感してもらえるよう活動してまいります。賛助会員、寄付者を広く募集しています。

賛助会員会費、寄付金は、お近くの郵便局で、窓口配置してある「払込取扱票」をご利用の上、お振込みいただけます。なお、賛助会員、寄付金は税法上の優遇措置が適用されます。



賛助会員会費（年間）

1口 3,000 円

銀行名：ゆうちょ銀行

記号と番号：02260-1-106722

口座名義：NPO法人 成年後見センターもりおか

※恐れ入りますが、振込手数料をご負担ください。

つぶやき

毎年2回発行のこの7月号は、年度の始めに当たり、理事長の巻頭言から始まり、前期の活動の振り返り及び年次総会の承認を経て活動決算書等の掲示を行い、そして2026年度の活動方針を掲載しました。

特に今年は後見制度の改正が行われ、二年後の2028年は施行実施年となり、新聞等の報道においても幾度か紹介をされているところです。私たちは、改正内容の理解についての勉強や情報の収集に努めていますがまだまだ不明の点が多々あります。改正制度の

移行時点において混乱することなく適宜対応し、御本人の方々に不安の無いよう準備を進めようと考えています。補助人としての役割を終えた後も福祉サービスが対応し本人の日常の支えがしっかりとできるのか、気になるところです。

今後とも私たちの活動にご支援ご理解を賜りますようお願い申し上げます、35号発行のご挨拶といたします。

(支援員 斎藤文憲)